ライター業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）とは、以下の業務委託契約（以下「本契約」という。）の締結に合意する。

第１条

甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. 甲の運営するインターネットメディアにおける記事ライティング
2. 甲の運営するインターネットメディアにおける記事の監修・リライト

第２条

本件業務にかかる契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2　前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して○ヶ月以上の予告期間を定めて書面にて通知することにより、本契約をいつでも解約することができる。

3　本契約は、甲乙間の合意により更新することができる。

第３条

甲は、乙に本件業務の委託料として、1記事あたり金○円を支払う。支払方法は翌月〇日限り、甲が乙名義の○○銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲の負担とする。

第４条

乙は、毎月〇日までに、当月分として甲が指定した本数の記事、企画及び監修(以下「本制作物」という。)を、甲に納入する。納入方法は○○によるものとする。

2　甲は、納入された本制作物を速やかに検収し、修正または追完等(以下「修正等」という。)が必要と判断した場合は、ただちに乙にその旨通知する。

3　前項の修正等の期間は通知から〇日間とし、再修正等となった場合の進行については甲乙間で協議するものとする。

4　乙は、前2項の修正等を無償で行うものとする。ただし、甲に帰責事由がある場合はその限りではない。

第５条

乙は、甲の事前承諾を得て、本件業務の一部または全部を第三者に再委託することができる。

2　乙は、再委託先の業務の履行について、甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第６条

乙が甲に納入した本制作物に関する著作権は、納入と同時に全て乙から甲に譲渡されるものとする。

⑵　乙は、甲に対し、乙自身が保有する本制作物の著作人格権を行使しないものとする。

⑶　乙は、本制作物が、第三者の著作権その他の権利を侵害するものではないことを保証する。

第７条

甲及び乙は、本件業務の遂行に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

第８条

甲又は乙の責めに帰すべき事由により契約書に定めた内容が守られず、甲又は乙が重大な損害を受けた場合は、直接かつ現実に受けた通常損害の範囲内において、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

2　前項の場合の損害賠償の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第９条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

1. 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が 反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第１０条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１１条

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印